

明石市国民健康保険第3期データヘルス計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

平成26年3月に改正された「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者は健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保険事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施、評価、改善等を行うものとされています。

本市においては、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康保持の増進はもとより、生活の質（Q O L）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、兵庫県健康づくり推進プラン、兵庫県医療費適正化計画、兵庫県国民健康保険運営方針、あかし健康プラン 21 等と、調和のとれたものとします。

(3) 標準化の推進

本計画の策定にあたり、兵庫県において計画の標準化が検討されており、共通の評価指標による圏域内保険者の経年的なモニタリングができるようになるほか、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することで、これらの業務負担が軽減されることが期待されることから、本市においては、兵庫県の方針を踏まえ本計画を運用することとします。

(4) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

(5) 実施体制・関係者との連携

兵庫県や兵庫県国民健康保険団体連合会に設置される保健事業支援・評価委員会等へ報告を行い、助言を求めるとともに、明石市医師会、明石市歯科医師会、明石市薬剤師会と連携を図ります。

2 今後のスケジュール

令和6年2月 明石市国民健康保険運営協議会で報告

4月 第3期データヘルス計画の公表